教育福祉委員会審査日程表

日時　令和５年３月２日（木）
午前９時開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第　３　号　国の制度として１８歳までの医療費無料化を求める意見書の提出を求める陳情書

第２　陳情第　６　号　介護保険制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書

第３　陳情第　４　号　安心・安全な医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書

第４　陳情第　５　号　流山市内のすべての医療機関（薬局含む）へ、光熱費高騰に対する支援金「（仮称）医療機関等総合緊急対策支援金」の支給を求める陳情書

第５　陳情第　７　号　「流山市いじめ対策調査会」の議事録等の記録方法の改善に関する陳情書

第６　陳情第　８　号　不登校の生徒が１５の春に安心して進学できるために不登校専門の指導員を中学校に配置することの陳情書

第７　議案第　８　号　令和５年度流山市介護保険特別会計予算

第８　議案第　９　号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第１１号　流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議案第１２号　流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第１５号　流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第１３号　流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第１４号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14　所管事務の継続調査について

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第９号　資料

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）新旧対照表

改正後	改正前
第26条　削除	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１０号　資料

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）新旧対照表

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項まで並びに附則第４項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を当該保育	（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項まで並びに附則第４項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を当該保育

改正後	改正前
の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
(1)　家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	(1)　家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2)　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	(2)　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）	(1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）
(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者	(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
4　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	4　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。
(1)　市長が、法第 24 条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱	(1)　市長が、法第 24 条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱

改正後	改正前
う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 ５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　法第６条の３第 12 項及び第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの （安全計画の策定等） 第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な	う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 ５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　法第６条の３第 12 項及び第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

改正後	改正前
措置を講じなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第11条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第11条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、必要に応じ当該家庭的保育事業所等

改正後	改正前
の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
	（懲戒に係る権限の濫用の禁止）
第14条　削除	第14条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第15条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第15条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3　家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	3　家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
4　居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	4　居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
5　居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	5　居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１１号　資料１

流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1. 趣旨

流山おおたかの森駅周辺地区及び南流山駅周辺地区における児童生徒及び未就学児の急増が続き、おおたかの森小学校及び南流山小学校の既存校では教室不足が予想されることから、新設小学校を開校することに伴い、新設小学校の名称及び位置を定めるもの。

また、南流山駅周辺地区においては、現南流山中学校校舎を新設小学校とし、南流山中学校を東洋学園大学流山キャンパス旧校舎に移転することから、南流山中学校の位置を改めるとともに、当該中学校に併設されている南流山調理場も移転するため、当該調理場の位置についても改めるもの。

2. 改正の概要

（１）流山市立小学校設置条例
　　第２条　表に２つの新設小学校の名称と位置を加える。
（２）流山市立中学校設置条例
　　第２条　表中の南流山中学校の位置を改める。
（３）流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例
　　第３条　表中の南流山調理場の位置を改める。

3. 施行期日

令和６年４月１日

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１１号　資料２

流山市立小学校設置条例（昭和３９年流山市条例第１５号）新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市立小学校設置条例 （名称及び位置） 第２条　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３８条の規定により流山市が設置する小学校の名称及び位置は次のとおりとする。		○流山市立小学校設置条例 （名称及び位置） 第２条　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３８条の規定により流山市が設置する小学校の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
流山市立市野谷小学校	流山市市野谷２８３番地		
流山市立南流山第二小学校	流山市流山２５３９番地の１		

流山市立中学校設置条例（昭和３９年流山市条例第１６号）新旧対照表

改正後		改正前	
（名称及び位置） 第２条　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４９条において準用する同法第３８条の規定により、流山市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第２条　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４９条において準用する同法第３８条の規定により、流山市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
流山市立南流山中学校	流山市大字鰭ケ崎１６６２番地の１	流山市立南流山中学校	流山市流山２５３９番地の１

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 （名称及び位置） 第３条　調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。		○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 （名称及び位置） 第３条　調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
南流山調理場	流山市大字鰭ケ崎１６６２番地の１	南流山調理場	流山市流山2544番地の１

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１２号　資料

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　趣旨

令和５年４月から、長崎小学校給食室が稼働することに伴い、八木南小学校給食室が単独調理場になることから、長崎小学校と八木南小学校の共同調理場としての八木南調理場を廃止するもの。

２　改正の概要（新旧対照表）

改正後	改正前
○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 （設置） 第２条　市は、流山市立学校の学校給食を円滑に実施するため、流山市学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第３条　調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 （設置） 第２条　市は、流山市立小学校の一部及び流山市立中学校の学校給食を円滑に実施するため、流山市学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第３条　調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北部調理場	流山市中野久木562番地の７
南流山調理場	流山市流山2544番地の１
八木調理場	流山市古間木212番地の１
西初石調理場	流山市西初石４丁目459番地の１

名称	位置
北部調理場	流山市中野久木562番地の７
南流山調理場	流山市流山2544番地の１
八木調理場	流山市古間木212番地の１
西初石調理場	流山市西初石４丁目459番地の１
八木南調理場	流山市芝崎105番地の１

３　施行期日

令和５年４月１日

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例 （名称及び位置） 第３条　学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例 （名称及び位置） 第３条　学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
学童クラブ名	位置	学童クラブ名	位置
江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目２番地	江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目２番地
江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地	江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地
江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地	江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地
西初石小学校区第１西初石子どもルーム	流山市西初石４丁目３４７番地	西初石小学校区第１西初石子どもルーム	流山市西初石４丁目３４７番地
西初石小学校区第２西初石子どもルーム	流山市大畔２５番地の１	西初石小学校区第２西初石子どもルーム	流山市大畔２５番地の１
流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目１５番地の２	流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目１５番地の２
流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目１５番地の２	流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目１５番地の２
流山北小学校区第３ちびっこクラブ	流山市加一丁目７９５番地の１	流山北小学校区第３ちびっこクラブ	流山市加一丁目７９５番地の１
長崎小学校区ひよどり学童クラブ	流山市長崎２丁目５６５番地	長崎小学校区ひよどり学童クラブ	流山市長崎２丁目５６５番地
八木北小学校区第１学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０	八木北小学校区第１学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０	八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
八木北小学校区第３学童クラブ	流山市美田２０８番地	八木北小学校区第３学童クラブ	流山市美田２０８番地

改正後		改正前	
小山小学校区第１おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第１おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３
小山小学校区第２おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東一丁目１２番地の２	小山小学校区第２おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東一丁目１２番地の２
小山小学校区第３おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第３おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３
小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３
小山小学校区第５おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森北一丁目２８番地の１	小山小学校区第５おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森北一丁目２８番地の１
南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地	南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地	南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	流山市西深井６７番地の１	西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	流山市西深井６７番地の１
東深井小学校区第１もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第１もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
流山小学校区第１おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４５１番地	流山小学校区第１おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４５１番地
流山小学校区第２おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の２	流山小学校区第２おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の２

改正後		改正前	
流山小学校区第３おおぞら学童クラブ	流山市流山９丁目５００番地の４３	流山小学校区第３おおぞら学童クラブ	流山市流山９丁目５００番地の４３
新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	流山市中野久木３３９番地	新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	流山市中野久木３３９番地
八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	流山市芝崎９２番地	八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	流山市芝崎９２番地
鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
東小学校区第１あずま学童クラブ	流山市名都借８５４番地	東小学校区第１あずま学童クラブ	流山市名都借８５４番地
東小学校区第２あずま学童クラブ	流山市名都借８５６番地	東小学校区第２あずま学童クラブ	流山市名都借８５６番地
向小金小学校区第１学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１	向小金小学校区第１学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１
向小金小学校区第２学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１	向小金小学校区第２学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１
おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１	おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１
おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔３１６番地の１	おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔３１６番地の１
市野谷小学校区学童クラブ	流山市市野谷２８３番地		
南流山第二小学校区学童クラブ	流山市流山２５３９番地の１		

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（安全計画の策定等） 第7条の2　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
（自動車を運行する場合の所在の確認） 第7条の3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	
（職員） 第11条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補	（職員） 第11条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補

改正後	改正前
助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
（1）　保育士の資格を有する者	（1）　保育士の資格を有する者
（2）　社会福祉士の資格を有する者	（2）　社会福祉士の資格を有する者
（3）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により通常の課程に相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	（3）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により通常の課程に相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
（4）　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	（4）　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
（5）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	（5）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
（6）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	（6）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
（7）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	（7）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（8）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しく	（8）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しく

改正後	改正前
は体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （9） 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの （10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、前項の支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	は体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （9） 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの （10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、前項の支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（業務継続計画の策定等） 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	
（衛生管理等） 第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	（衛生管理等） 第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

改正後	改正前
2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、放課後児童健全育成事業者及びその職員は、それらの管理を適正に行わなければならない。	3　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、放課後児童健全育成事業者及びその職員は、それらの管理を適正に行わなければならない。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。	1　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
（職員の経過措置）	（職員の経過措置）
2　この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	2　この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
（流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）	（流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）
3　流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。	3　流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略	〔次のよう〕略

令和５年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１５号　資料

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

１　条例改正の背景

流山市において「いじめ重大事態」発生数の増加に伴い、複数の重大事態案件の調査・審議を並行して実施する事態が発生しています。

現行の条例では、複数の「いじめ重大事態」が発生した際は、常任のいじめ対策調査会委員に調査・審議の全てを依頼することから、一方の案件の調査・審議状況によっては、他案件の調査・審議が停滞してしまう恐れがありました。

そのため、条例の一部を改正し、事案に応じた柔軟な組織編制を行うことができるようにするものです。

２　条例改正の内容

○流山市いじめ防止対策推進条例（一部改正）

① いじめ対策調査会の臨時委員・調査専門委員の設置及びいじめ対策調査会の担任事項等の明確化（第１６条関係）

いじめ対策調査会に、臨時委員（正規委員と同様に、調査と調査後の審議に関与）、調査専門委員（調査のみに関与）を設置するため、要件・任期・解任等について規定しました。

また、協議会と同様に、調査会の担任事項について明記しました。

② 規則による協議会及び調査会に関し必要な事項の規定（第１６条第１１項）

協議会及び調査会に必要な事項である「運営及び協議事項」について、教育委員会規則で定めることができるよう、規定しました。

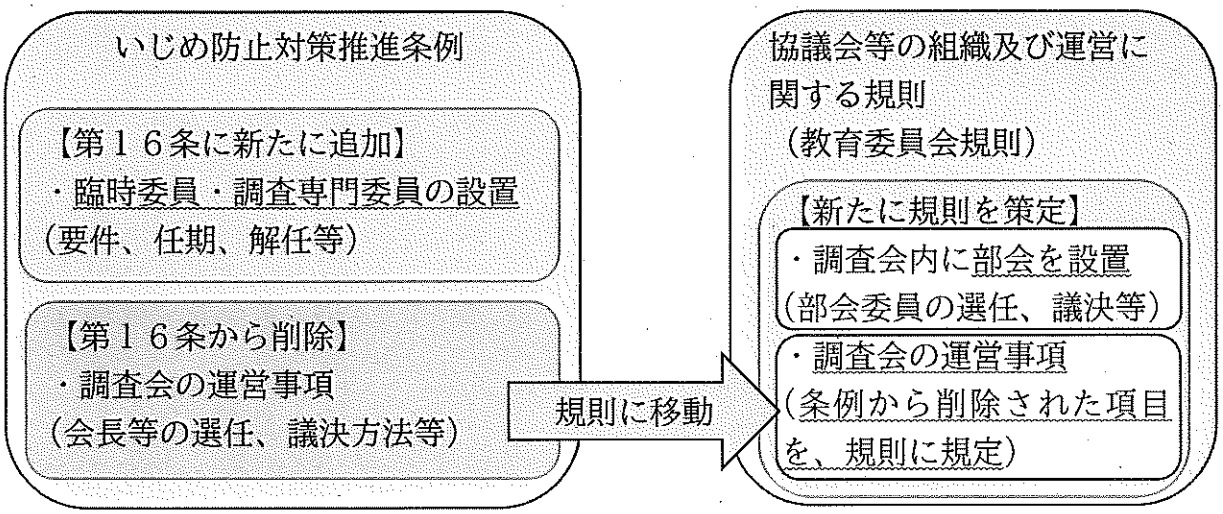

③ いじめ問題対策連絡協議会の担任事項等の明確化（第１５条関係）

協議会の担任事項について、「いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関する協議」「その他いじめの防止等のための対策を実行的に行うため必要な事項」と明記しました。

【参考】流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則
（教育委員会規則）
・部会の設置及びその運営方法（第６条）
いじめ対策調査会に部会を設置すること、部会に属する委員等の選任方法、部会の議決方法等について規定。

➡本条例の改正と上記の教育委員会規則において、臨時委員、調査専門員、部会に関する事項を定めることで、臨時委員、調査専門委員を随時委嘱し、いじめ対策調査会に設置される部会において、従来のいじめ対策調査会と同様の「審議・調査」が可能となります。

3　条例改正による効果

条例改正により「臨時委員及び調査専門委員の配置」が可能。
＋
教育委員会規則により「部会の設置及び運営」が可能

➡常任の委員のみで調査・審議等を行うことが困難な状況において、事案に応じた柔軟な組織編制（臨時委員等の選任、複数部会の設置など）を行うことが可能となります。

【常任の委員のみで調査・審議等を行うことが困難な事例】
・複数のいじめ重大事態案件を、並行して審議しなければならない場合
・いじめ重大事態に係る聴き取り対象者が、多数にわたる場合

4　流山市いじめ対策調査会組織図
別添のとおり

（別添）流山市いじめ対策調査会　組織図

流山市いじめ対策調査会（条例第１６条「流山市いじめ対策調査会」に規定）

- ➡ 委員１０人以内で組織する附属機関。
- ➡ 委員の任期は２年。再任可。欠員補充による任期は、前任者の残任期間とする。
- ➡ 委員と臨時委員については、学識経験を有する者から委嘱する。
  ※臨時委員は、その調査・審議が終了したときは解任される。
- ➡ 調査専門委員は調査対象となる重大事態の内容に関して学識経験を有する者から委嘱する。
  ※調査専門委員は、その調査が終了したときは解任される。

・臨時委員、調査専門委員は、いじめ重大事態の調査審議の状況により、適宜設置することができる。
　例）同一期間に、重大事態案件の審議を複数実施する必要がある場合
・速やかな調査実施や、調査の中立性・公正性を担保するために、調査会調査および審議が常に固定されたメンバー（委員のみ）とならないよう、適宜臨時委員・調査専門委員を設置する。

※いじめ対策調査会の「会長、副会長の職務」「会の開催」「議決方法」「関係者への意見聴取」等については、教育委員会規則において規定する。

（常任）	（随時）	（随時）
委員	臨時委員	調査専門委員

調査会部会（教育委員会規則第６条「部会」に規定）
※流山市いじめ対策調査会内に設置

- ➡ いじめ重大事態の調査・審議を行うために、設置されるもの。
  調査：　関係者（児童生徒、教師）への聞き取り調査。
  審議：　調査方針の決定、調査結果内容の審議。
- ➡ 委員、臨時委員、調査専門委員により構成される。
  調査：　委員、臨時委員、調査専門委員により実施。
  審議：　委員、臨時委員により実施。

（以下の内容についても、教育委員会規則に規定する）
- ・特別の事項（重大事態）を調査審議するため設置される
- ・部会に属すべき委員、臨時委員、調査専門委員は、調査会会長が指名する
- ・当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により、部会長及び副部会長を定める
- ・部会の決議をもって調査会の決議とすることができる
- ・委員の過半数の出席により開催し、出席委員の過半数を持って議決する
- ・教育委員会規則第４条及び第５条に定める、いじめ対策調査会の「会長、副会長の職務」「会の開催」「議決方法」「関係者への意見聴取」等については、部会に準用する。